

3 学校のいじめ防止基本方針

魚沼市立小出中学校

I いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第一章 第2条」より抜粋

※個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態様あることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」と要件が限定して解釈されることの無いように努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）より抜粋

II 基本理念

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての生徒に関係する問題であることを鑑み、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。
- 2 いじめの防止等のための対策は、すべての生徒がいじめを行わないことはもちろん、他の生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。そのために、いじめが心身に及ぼす影響など、いじめの問題への理解を深められるよう生徒の指導にあたる。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが即ち重要であることを認識しつつ、学校では、国・地方公共団体・地域住民・家庭その他の関係者と連携し、いじめ問題を克服することを目指していく。

「いじめ防止対策推進法 第一章 第三条」参考

III 具体的な方策

- 1 下枠の4項目を3段階に分け、方策を整理して実施する。

【項目】

- (1) 学校及び学校職員の責務
- (2) 生徒への指導
- (3) 保護者の責務・保護者との連携
- (4) 関係機関との連携

【段階】

- A 予防のための取組
- B 早期発見のための取組
- C 再発防止のための取組

	A 予防のための取組	B 早期発見のための取組	C 再発防止のための取組
(1) 学 校 の 責 務	○研修等を通し、職員自身のいじめに対する認識の高揚を図る。 ○いじめ防止のための指導法の習得に努める。 ○指導体制、運営組織を確認し、その中で「懲戒」や「出席停止制度」といった運用等も念頭に置き、いじめ防止に努める。 いじめ不登校対策委員会 【構成メンバー】 校長 教頭 生徒指導主事 学年生徒指導部 不登校担当 スクールカウンセラー 魚沼市別室登校支援員	○生活ノート「こいでらいふ」を活用し、日々の生活の変化を見取る。 ○全職員が全校生徒と積極的に関わり、多面的な理解を行うことで、教師と生徒との信頼関係が築けるように努める。 →各生徒とのラポートづくりに努め、生徒からの情報をキャッチする。 ○いじめに関するアンケートを実施する。周囲の目を気にせず回答できるよう自宅で学習用タブレットを使用して回答する。 ○生活アンケートと教育相談を併用し行い、生徒の視線に立った実態把握に努める。 ○週1回の生徒指導部会において、気になる生徒についてより具体的な情報を共有する。 ○いじめが生じた際は、生徒指導部会（いじめ不登校対策委員会）において情報を整理し、迅速かつ丁寧な指導・対応を行う。	○いじめ等に関わる指導の記録や情報を蓄積化し全職員で共通理解を図り、協力体制を強化する。 ○全職員の共通理解の下、一貫性のある指導に努める。 ○いじめがあった場合の指導後も解決の是非に関わらず、経過観察を怠ることなく、再発防止に努める。 →被害者が加害者になるケースもあり、被害者の心のケアも含め、多面的な生徒への指導・アプローチを心がける。 ○必要に応じてこの基本方針の見直しを行う。
(2) 生 徒 へ の 指 導	○集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。 ○心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。 【学級での活動】 ・ソーシャルスキル、ライフスキル等のトレーニングによるコミュニケーション能力の向上を図る。 【全校での活動】 ・各行事において、上級生のリーダー性を高め、自治制の充実を図る。 ◇全校遠足（5月） 体育祭（9月） 絆集会（11月）等 ○インターネットによるいじめやトラブルを防止するために、学年単位で集会を開き、生徒指導部で指導を行う。	○いじめにあっている生徒が、何らかの形で、保護者や先生に伝えられるようにする。 ○いじめに気付いた生徒が、すぐに先生や保護者に報告できるようにする。 ○いじめにあった生徒を助けられる集団づくりを行う。 ○加害生徒に対して意見できる生徒がいる集団づくりを行う。※加害生徒が批判を受けることなどにより、逆に被害者にならないよう配慮を忘れず指導にあたる。	○生徒会本部や委員会活動を通して、いじめ防止の啓発活動を継続的に行う。 ○学級活動に止まらず、委員会活動や部活動を通して、生徒一人一人の自主性及び自律性の向上を図る。 ○いじめを行った生徒に対しいじめが犯罪行為であり、その罪の重さを理解させることで再発の防止につなげる。

	A 予防のための取組	B 早期発見のための取組	C 再発防止のための取組
(3) 保 護 者 と の 責 任 ・ 連 携	○自分の子どもがいじめを行うことがないように、規範意識を養うための、家庭教育の充実を図る。 ○自分の子どもがいじめの被害にあった場合にはすぐに相談ができる家庭環境づくりに努める。 ○学校をはじめとする、国や地方公共団体などが講ずるいじめ防止等の措置に協力する。 ○保護者懇談会等において学校職員と情報を共有し連携を図る。	○被害・加害を問わず、いじめの事実を認知した際は速やかに学校に報告するとともに、教育委員会や児童相談所等の関係機関と連携しながら、該当生徒への支援を行う。 ○自分の子どもがいじめを受けた場合には、適切に該当生徒をいじめから保護し、学校を含め関係機関と解決のための方策を検討する。	○いじめ不登校対策委員会が主導となり、経過観察や関係機関との連携を継続し、保護者との連絡を密に取りながら、該当生徒の心のケアに努める。 ○保護者自身が、いじめが犯罪行為であり、その罪の重さを理解することで、再発の防止のための支援を行う。さらには生活習慣・生活態度の改善を図る。
	<保護者の責務・保護者との連携における留意点> 家庭教育の自主性が尊重され、その責務が重要になるが、常に家庭と学校の協力体制のもと、いじめ防止等にあたることであり、学校の責務を軽減するものではない。		
(4) 地 域 関 係 と 機 関 の 連 携	○小出小学校・伊米ヶ崎小学校との連携を継続的かつ機能的に行う。 ①入学前の生徒情報交換（3月） ②毎月の小中校長会 ③地区教振での情報交換（7月12月2月） ④出前陸上指導(9月) ⑤出前授業(2月) 等 ○スクールカウンセラーの活用	○魚沼市教育振興会において情報提供・情報交換を行い、様々な事例からより適切な対応が取れるようにする。 ○いじめが発生した場合、下記の関係機関と連携を取り問題解決に努める。 ①魚沼市教育委員会 ②小出警察署 ③児童相談所 ④医療機関 等	○臨時PTAを開催し、現状の報告を行い、保護者の協力を得ながら、再発の防止に努める。

IV 具体的な方策

1 「国の方針」において重大事態の判断基準

- (1) 生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な障害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) 年間30日に達する欠席が続くと考えられる場合
- (6) 児童生徒や保護者からいじめられていて「重大事態」に至ったという申し立てがあった場合

2 対処に関わる留意点

重大な事態に至った場合、当該生徒・保護者はもちろんPTAや地域への対応、そしてマスコミへの対応も余儀なくされる。また、その対応も当該生徒に寄り添ったものでなければならない。そのために以下の留意点について共通理解のもと不測の事態に対応する。

- (1) 適時・適切な方法で経過報告を行う。
- (2) 他の生徒のプライバシー保護等に努める。
- (3) 個人情報等を盾に説明を怠らない。
- (4) 調査実施前に、生徒または保護者に調査結果を各所に提供する場合があることを説明する。